

## 令和3年度職業訓練指導員講習会(48時間講習)の実施について(案内)

このことについて、講習会を次のとおり実施しますので、関係者への周知について御配慮くださいますようお願いいたします。

1. 受講者定員 40名 (定員に達し次第、受付を終了します。)

2. 申込受付期間及び講習実施期間・場所

申込受付期間	講習実施期間 (全6日間×8時間)	実施場所	講習時間
令和3年 5月6日(木) 〃 5月14日(金)※	令和3年7月 8日(木)・9日(金)・ 10日(土)・15日(木)・ 16日(金)・17日(土)	サン・ワーク津2階 大会議室 津市島崎町143-6	9:00~17:45

※持参による受講手続きは、土日祝日を除く、8:30~17:00の間に10. 問い合わせ先までお越し下さい。

3. 受講資格

希望する職業訓練指導員の免許職種について、次表の資格及び実務経験がある者。

免許職種に関する学歴・訓練歴・その他の資格	必要な実務経験年数
1級・単一等級の技能検定に合格した者	0
学校教育法による大学の関係学科を卒業した者	2
学校教育法による短期大学又は高等専門学校の関係学科を卒業した者	4
応用課程の高度職業訓練に関し技能照査に合格した者	1
専門課程の高度職業訓練に関し技能照査に合格した者	3
専門課程の高度職業訓練を修了した者	4
普通課程の普通職業訓練に関し技能照査に合格した者	6
普通課程の普通職業訓練を修了した者	7
短期課程の普通職業訓練(700h以上)を修了した者	10
専修訓練課程の普通職業訓練を修了した者	10
外国の学校(学校教育法による大学と同等以上)の関係学科を卒業した者	2
学校教育法による高等学校の関係学科を卒業した者	7
厚生労働省職業能力開発局長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者	15

※単一等級の資格で申込みの方は事前に「10. 問い合わせ先」まで御連絡下さい。

※学校教育法による大学等の関係学科を卒業した者でその後の必要実務経験年数を満たし、受講を希望される場合は、必ず事前に「10. 問い合わせ先」まで御連絡下さい。

※告示38号14(15年以上の実務経験年数)での受講は、職業訓練(除く短期課程・普通職業訓練)を実施するうえで、認定職業訓練施設に於いて職業訓練指導員の確保が困難な場合の特例です。受講の申込みに先立って、必ず三重県雇用経済部雇用対策課(TEL:059-224-2461)までお問い合わせ下さい。

4. 受講手続

(1) 1級又は単一等級技能検定合格者の場合

- ① 職業訓練指導員講習受講申込書
- ② 技能検定合格証書の写し
- ③ 現住所及び氏名が確認できる書類(運転免許証の写しなどで可)

以上に受講料、教材代を添えて申込み受付期間内に、「10. 問い合わせ先」まで郵送又は持参して申込み下さい。郵送は5月14日(金)到着分までの受付とさせていただきます。

※ 郵送の場合、受講料、教材代の送付は現金書留で必要書類と同時に送付して下さい。書類と現金どちらかだけが到着しても受付できませんのでご注意下さい。

(2) 1級又は単一等級技能検定合格者以外の場合

- ① 職業訓練指導員講習受講申込書
- ② 実務経験証明書
- ③ 修了証明書又は卒業証明書(学校教育法による学校を卒業した者は証書及び専門学科の細目に関する履修証明書)又は技能照査合格証
- ④ 現住所及び氏名が確認できる書類(運転免許証の写しなどで可)

以上に受講料、教材代を添えて申込み受付期間内に、「10. 問い合わせ先」まで申込受付期間内に持参のうえ、提出して下さい。

※ 受講資格の判定が必要なため、必要書類、現金は必ずご持参下さい。

5. 受講料、教材代

13,700円(受講料9,773円、教材代3,927円)を現金で納入して下さい。  
(受講申請受付終了後は、受講料及び資料代はお返しできません。)

6. 受講許可通知

受講適格者については、講習開始1週間前までに受講許可通知及び教材を送付します。

7. 講習修了

講習の各科目について定められた時間で履修し、最終の確認テストで60点以上の成績をおさめた者に講習修了証書を交付します。

8. その他

- (1) 受講希望者が定員になり次第、受付期間内であっても受付を終了しますので、受講を希望される方は早目に申し込んで下さい。
- (2) 講習修了証書の交付を受けた者は、申請により知事より職業訓練指導員免許証が交付されます。(交付手数料が別途必要)

## 9. 講習科目

講習科目はおおむね次のとおりです。

講習科目	時間数	内容の説明
1. 職業訓練原理	4	職業訓練の沿革、意義、目的、職業訓練の担当者等
2. 教科指導法	16	訓練実施計画、指導の準備、指導の進め方、教材の活用、訓練評価等
3. 労働安全衛生	3	安全管理、安全の確保、衛生管理、衛生と作業環境等
4. 訓練生の心理	7	訓練生の選抜、訓練生の特質の理解、技能の習得等
5. 生活指導	6	生活指導の分野、生活指導の方法等
6. 関係法規	4	職業能力開発促進法、職業安定関係法、労働基準関係法等
7. 事例研究	6	作業分解、指導案、訓練実施計画、指導記録等の事例研究
8. 確認テスト	2	
計	48	

## 10. 問い合わせ先

三重県職業能力開発協会

〒514-0004

津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎 4F

TEL 059-228-2732

FAX 059-228-1134